特別障害者手当等・特別児童扶養手当
出産育児一時金についてのお知らせ

☆特別障害者手当・障害児福祉手当について

【特別障害者手当等の支給対象者】

特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方（月額26、440円）

障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の児童（月額14、380円）

【資格要件の制限】

●施設に入所している、または病院に入院している場合

●本人・扶養義務者の所得が一定額を超える場合

【申請に必要なもの】

印鑑、診断書、世帯全員の住民票の写し、申請者が年金受給者の場合は年金証書および年金収入のわかるもの

☆特別児童扶養手当について

【特別児童扶養手当の支給対象者】

20歳未満で精神または身体に一定の障がいがある児童を養育している方

【手当の支給額】

重度の場合

対象児童1人につき

月額50、750円

中度の場合

対象児童1人につき

月額33、800円

【資格要件の制限】

●児童が障がいを事由に公的年金を受けている場合

●児童が児童福祉施設等に入所している場合

●所得が一定額を超える場合

【申請に必要なもの】

印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、診断書又は障害者手帳など

お問合わせ先

健康福祉課　福祉支援室

TEL　66－5522

☆出産育児一時金について

支給額が4万円引き上げ

医療保険加入者が出産（平成23年3月31日まで）したときは、支給額がこれまでより4万円引き上げられ、42万円（産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合は39万円）となっています。

出産費用を立て替える必要がなくなります。

出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるようになりました。

原則として医療機関などからの請求に基づき、医療保険者から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みに改められました。

この制度で出産費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合には、その差額分は、後日、被保険者の方から医療保険者に請求していただくことになります。

なお、医療保険者が病院などに直接出産育児一時金を支払う方法を希望しない場合は、出産育児一時金を加入者本人が受け取る、従来の制度を利用することも可能です。その場合、現金で医療機関などにお支払いしていただくことになります。

お問合わせ先

健康福祉課　医療保険室

TEL　66－5522